

京丹後市告示第205号

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月27日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民、団体、民間事業者等が主体的に行うSDGsの達成に資する活動を支援し、地域の魅力向上や課題解決を図るため、京丹後市補助金等交付規則(平成16年京丹後市規則第64号)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) SDGs Sustainable Development Goals
の略称であり、平成27年9月(2015年9月)に国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた令和12年(2030年)までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。

(2) クラウドファンディング インターネット等を介して、不特定多数の者から資金を調達する方法をいう。

(3) 資金調達必要額 補助対象経費総額から自己負担額を減じた額をいう。

(4) 地域活動団体等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア おおむね5人以上で構成し、市内在住の者を構成員に含む任意団体

イ 行政区又は住民自治組織

ウ 市内の公共的団体

エ 市内に事務所又は活動拠点を有する民間事業者

(5) クラウドファンディング目標額 クラウドファンディングによる資金調達の際に設定する目標額をいい、資金調達必要額の2分の1以上の額をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、地域の活力向上や課題解決を目的に市内で実施する公益的、社会貢献的な事業であって、SDGsの17のいずれかの目標の達成に資するものとする。

2 補助対象事業が別表の複数の補助区分に該当する場合には、いずれか1つの補助区分として申請をするものとする。

3 SDGs先導的モデル型にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) クラウドファンディングを活用し資金調達を行う事業
- (2) SDGsの17の目標のうち2つ以上の目標の達成に資する事業
- (3) 複数の主体が参画し、連携して行う事業

4 前3項の規定に関わらず、次に該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とするもの
- (4) 施設等の建設及び整備を主たる目的とするもの
- (5) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) SDGs先導的モデル型にあつては、資金調達必要額の2分の1以上を調達することができなかったもの
(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象経費、補助金額及び補助対象期間は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は補助対象者としない。

- (1) 市に納入すべき市税等（附帯金を含む。）を滞納している者
- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費

- (3) 補助対象者の構成員に係る飲食費
- (4) 補助対象者の構成員に係る人件費、謝礼
- (5) 補助対象者が支出した経費のうち、支出先から補助対象者に返金されたときみなされる経費（第三者を経由する場合を含む。）
- (6) その他市長が適当でないと認める経費
（企画書の提出）

第5条 補助対象事業を実施しようとする補助対象者は、別に定める募集期間内に、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の企画書は、補助金の交付を受ようとする年度ごとに提出するものとする。
（補助金交付の内定）

第6条 市長は、前条の規定による企画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の内定を行い、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査のうち、SDGs先導的モデル型に係る審査にあたっては、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金審査会設置要綱（令和4年京丹後市告示第206号）に規定する京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金審査会の審査結果を考慮した上で、適否を決定するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により補助金交付の内定を受けた補助対象者は、市長が別に定める期日までに京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該事業の内容を審査し、適当と認める場合は、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（交付決定前の着手）

第9条 補助対象者は、事業の効率的な実施を図るため、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

第10条 第8条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助金の2割以上の減額を伴う変更

(2) 交付決定を受けた事業の内容の変更

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、補助対象事業の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定するとともに京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算交付）

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金概算交付請求書（様式第9号）

(2) 概算交付を必要とする理由書

(3) 事業資金計画表

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合は、補助事業者に対して、調査をした上で交付を受けた補助金の返還を請求することができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月27日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

| 補助区分 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助金額 | 補助対象期間 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------|------------|
| SDGsまちづくり協働型 | (1)地域活動団体等 (2)その他市長が適当と認めるもの | 補助対象事業に係る報償費、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、 | 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1箇年度につき30万円を限度とする。 | 連続する2箇年度以内 |
| SDGs若者チャレンジ型 | (1)市内に在住し、在学し、若しくは在勤し、又は過去に市内に住所を有していた22歳以下の個人 (2)市内に在住し、在学し、若しくは在勤し、又は過去に市内に住所を有していた22歳以下の者が過半数を占める3人以上で構成された団体 (3)その他市長が適当と認め | 使用料、手数料、賃借料、原材料費、備品購入費、工事請負費、その他市長が認める経費とする。 | 補助対象経費の10分の10以内の額とし、1箇年度につき30万円を限度とする。 | |

| | | | | |
|------------------|---------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| | るもの | | | |
| SDGs 先導 的モデル型 | (1)市内在住の 個人 (2)地域活動団 体等 (3)その他市長 が適当と認め るもの | | クラウドファ ンディングに よる資金調達 必要額に2分 の1を乗じて 得た額以下と し、次のいず れか少ない額 を限度とす る。 (1) 200万 円 (2) 資金調達 必要額からク ラウドファン ディング目標 額を減じた額 (3) 補助対象 経費総額から クラウドファ ンディングに より調達した 資金の額を減 じた額 | 1箇年度限 り |

備考

- 1 補助対象事業に対し、国、府等及び市の他の制度による補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

団 体 名

代表者名又は氏名

〔団体等の場合は押印してください〕

（TEL ー ）

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業企画書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので企画書を提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助対象事業（番号を○で囲んでください。）
 - (1) SDGsまちづくり協働型
 - (2) SDGs若者チャレンジ型
 - (3) SDGs先導的モデル型
- 4 事業概要

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体にあつては実施団体概要書及び構成員名簿
- (4) その他参考となる書類

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

団 体 名

代表者名又は氏名

〔団体等の場合は押印してください〕

（TEL ー ）

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付申請書

年度において、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第205号）第4条第1項の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本補助金の交付申請の決定に当たり、京丹後市市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成26年京丹後市規則第19号）第2条第1号に規定する市税等の納付状況について調査されることに同意します。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請額 円
- 3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助対象事業（番号を○で囲んでください。）
 - (1) SDGsまちづくり協働型
 - (2) SDGs若者チャレンジ型
 - (3) SDGs先導的モデル型
- 5 事業概要

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体にあつては実施団体概要書及び構成員名簿
- (4) その他参考となる書類

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業に対し、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第205号）第8条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の時期
- 4 交付の条件
- 5 その他 事業が終了したときは、速やかに京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を提出してください。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

団 体 名

代表者名又は氏名

〔団体等の場合は押印してください〕

(TEL ー)

事前着手届

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第205号）第9条の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

1 事業名

2 交付申請予定額 円

3 事業実施期間 着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

4 事業概要

5 事前着手を必要とする理由

（別記条件）

- (1) 本事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- (3) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

団 体 名

代表者名又は氏名

〔団体等の場合は押印してください〕

（TEL — ）

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金に係る事業内容を下記のとおり変更したいので、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第205号）第10条の規定に基づき、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所
団 体 名
代表者名又は氏名
〔団体等の場合は押印してください〕
(TEL —)

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた京丹後市SDGsチャレンジ支援事業が完了したので、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第205号）第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業名
- 2 事業の実施場所
- 3 事業の実施期間 (着手) 年 月 日
(完了) 年 月 日
- 4 事業の概要及び成果

〔添付書類〕

- (1) 収入支出の予算及び決算額が確認できる書類
- (2) 領収書等支出が確認できる書類の写し
- (3) 事業成果を示す写真等
- (4) その他市長が指定する書類

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日
付けで実績報告書の提出を受けた京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金につい
て、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第
205号）第12条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

様式第8号（第13条関係）

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付請求書

| | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 請求金額 | | | | | | | | | | 円 |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

※金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、次に係るもの

事業名

交付確定通知額 円

既概算交付額 円

今回交付請求額 円

年 月 日付け 第 号により補助金交付確定通知のあり
ました補助事業について、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令
和4年京丹後市告示第205号）第13条の規定に基づき、補助金を請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

団 体 名

代表者名又は氏名

印

(TEL ー)

なお、次の口座に振込願います。

| | | | |
|-------|-------|------|----------------|
| 金融機関 | | | 本店 支店 支所 |
| 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

様式第9号（第14条関係）

京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金概算交付請求書

| | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 概算請求額 | | | | | | | | | | 円 |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

※金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、次に係るもの

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | |
| 交付決定通知額 | 円 |
| 既概算交付額 | 円 |
| 今回概算交付請求額 | 円 |
| 未交付額 | 円 |

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のありました補助事業について、京丹後市SDGsチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第205号）第14条の規定に基づき、補助金の概算交付を請求します。

〔添付書類〕 概算交付を必要とする理由書、事業資金計画表

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

団 体 名

代表者名又は氏名

印

(TEL —)

なお、次の口座に振込願います。

| | | | |
|-------|-------|------|----------------|
| 金融機関 | | | 本店 支店 支所 |
| 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |